機構主催共通研修の経過措置

資料13の別紙

２０２９年４月から、共通研修区分の**「①医療倫理」「②患者・医療者関係の構築」「⑤医療関連法規・医療経済」**の各々１単位（合計３単位）については本機構が主催する共通研修を受講することが必須になります。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	← 経過措置期間 →					
2025年度 機構審査予定者	機構審査年 専門医更新過程（原則５年間）					機構審査年
2026年度 機構審査予定者		機構審査年 専門医更新過程（原則５年間）				
2027年度 機構審査予定者			機構審査年 専門医更新過程（原則５年間）			
2028年度 機構審査予定者				機構審査年 専門医更新過程（原則５年間）		
2029年度 機構審査予定者	専門医取得・更新過程（原則５年間）				機構審査年 専門医更新過程（原則５年間）	
2030年度 機構審査予定者	専門医取得・更新過程（原則５年間					機構審査年

2028年度までの機構審査では本機構が主催する共通研修を受講することは必須ではありません。
現在取得をしている共通研修単位を取り直す必要はありません。

2029年度の機構審査から本機構が主催した上記共通研修を受講しているか確認いたします。そのため、2025年度から2028年度の間に上記区分各々１単位（合計３単位）を受講してください。